

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

九十九里町長 浅岡 厚

九十九里町規則第13号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和50年九十九里町規則第6号)の一部を次のように改正する。

第26条の表中	「	手当の額	を	「	手当の額	に改める。
		43,800 円			45,100 円	
		34,800 円			35,100 円	
		24,600 円			25,200 円	
		16,200 円			16,700 円	
		」			」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。